

平成30年第4回定例豊頃町教育委員会議 議事録

招 集 年 月 日	平成30年4月25日
招 集 場 所	える夢館 委員会室
開 閉 会 日 時	開会 平成30年4月25日 14:00
	閉会 平成30年4月25日 15:23

	議席番号	委 員 氏 名	出欠の別
出席及び欠席教育長・委員名 招 集 5名 出 席 5名 欠 席 0名	1	山 本 芳 博	出席・欠席
	2	櫻 井 康 雄	出席・欠席
	3	宝 田 博 幸	出席・欠席
	4	長 濱 竜 一	出席・欠席
	5	鈴 木 千 賀 子	出席・欠席

会 議 録 署 名 委 員	議席番号	署 名 委 員 氏 名
	1・2	山 本 芳 博 ・ 櫻 井 康 雄

説明のために出席した者の 職 氏 名	二村 教育課長	菅野 社会教育係長
	馬場 給食センター所長	菅野 図書係長
	門 車両係長	熊谷 社会教育主事
	葛西 体育振興係長	
	中村 教育推進員	
会 議 の 経 過	議事日程・会議に付した事項・会議の過程 別紙のとおり	

議事日程	議件番号	議 件 名	審議結果
日程第1		議事録署名委員の指名 (1番 山 本 ・ 2番 櫻 井)	決 定
日程第2		会期の決定 (4月25日から 4月25日までの1日間)	決 定
日程第3		諸般の報告	報告済み
日程第4	報告第1号	平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について	報告済み
日程第5	報告第2号	修学旅行の引率業務等に従事する豊頃町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について	報告済み
日程第6	議案第1号	要保護・準要保護児童生徒の認定について	原案可決
日程第7	議案第2号	豊頃町いじめ基本方針の一部改定について	原案可決
日程第8	議案第3号	豊頃町教育研究所条例施行規則の一部改正について	修正可決
日程第9	議案第4号	豊頃町教育研究所職員の任命について	原案可決
日程第10	議案第5号	豊頃町学校評議員の委嘱について	原案可決
日程第11	議案第6号	豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について	報告済み
日程第12	議案第7号	豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
日程第13	議案第8号	豊頃町社会教育委員の委嘱について	原案可決
日程第14	議案第9号	豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について	原案可決
日程第15	協議第1号	豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書(案)について	決 定
日程第16	協議第2号	豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について	決 定

平成30年第4回定例教育委員会議事録

山本教育長	挨拶 ただいまから、第4回定例教育委員会議を開催いたします。 日程第1 「議事録署名委員の指名」であります。 1番 教育長山本、2番 櫻井代理、よろしくお願ひいたします。 日程第2 「会期の決定」です。「4月25日」本日1日といたしたいと思ひます。ご意見ありませんか。
各委員	なし。
山本教育長	では、本日1日間限りとさせていただきます。 日程第3 「諸般の報告」を行います。
二村課長	「総務係、学校教育係、社会教育係、体育振興係、図書係、える夢館」について、別紙により主な行事等について報告する。
山本教育長	諸般の報告について何かご質問・ご意見等がございますか。
各委員	なし。
山本教育長	なければ、諸般の報告については報告済みとさせていただきます。 日程第4 報告第1号「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
二村課長	報告第1号を説明する。 本調査は、文科省の実施要領に基づき実施するもので、調査結果をもとに国や都道府県・市町村教育委員会等は体力・運動能力の向上に係る施策を検証し、改善を図り、各学校は体育・健康に関する指導の改善に役立てることを目的としています。 調査対象者は原則、国・公・私立すべての小学校第5学年並びに中学校第2学年とし本年4月から7月末までの期間で実施することとなっています。 調査内容につきましては、小中学校とも8種目の実技と運動習慣、生活習慣に関する質問紙による調査を行い、その他学校と教育委員会に対しても質問紙調査を行うものです。大まかなスケジュールにつきましては、3ページのとおりです。 以上、ご報告いたします。
山本教育長	報告第1号について事務局の説明を終わります。内容については、昨年と同様の内容で進めさせていただいています。平成29年度の国の結果が非常に遅かったなどありましたが、今年度は昨年度よりもスムーズにやっていきたいと思ひます。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし
山本教育長	では、ないようなので本件につきましては、報告済みとします。 次に日程第5 報告第2号「修学旅行の引率業務等に従事する豊頃町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
二村課長	報告第2号を説明する。 本改正は、北海道の要領改正にあわせ、本町で必要な部分を改正したものです。 それでは、6ページからの新旧対照表で説明いたします。 6ページ 第2第4項で、事前準備業務の期間を1週間以内から2週間以内に期間を延ばす、というような形で実務的に取り組みやすいようにしているものです。 勤務時間の割振りをする事の出来る業務として、第5項に登校時の通学指導業務、第6項に校区内巡視業務、第7項に現場実習の引率業務、第8項に家庭訪問の業務、第9項に教育相談の業務、第10項に保護者等を対象とした説明会等の業務を新た

	<p>に追加したものです。</p> <p>これを受け、第3ではこれらに対象業務を第2項で追加し、第1項で対象職員に主幹教諭を追加しました。</p> <p>第4第3項の勤務日の設定では、通知日の「14日前」から「7日前」に改正。</p> <p>第5では、第1項の1日の勤務時間の途中におく休憩時間の改正を行ったもので、「45分、8時間を越えるときは少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。」に改める。</p> <p>なお、この要領は、平成30年3月30日決定され、4月1日から施行となっています。</p>
山本教育長	<p>報告第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>内容については、道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規定が改正になったことも含めて、改正する内容となっています。教職員の働き方改革等の部分も、一部改正にあたっての本旨の中にあると考えています。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
長濱委員	<p>業務がずれるということですか。</p>
山本教育長	<p>第2第5項から第10項まで振替勤務を命じることが出来る業務が増えたことになっています。</p>
長濱委員	<p>働き方改革の中に時間を調整しなさいとか負担を軽減しなさいとか、そんな中でこの業務が増えていくということなのか、それとも業務で学校が閉まっているということですか。</p>
山本教育長	<p>あくまでも振替なので、勤務時間を月曜日6時くらいまで働いていたから次の火曜日の8時から例えば10時までは振替勤務として事前に仕事されたのであなたは休んでくださいというものです。</p>
長濱委員	<p>そこに登校時の通学業務も含まれるのですか。</p>
山本教育長	<p>登校時の通学業務については、通常時間を越えて長時間にわたる指導はされてないと思います。</p> <p>おおむね大津の登下校時は、児童が来られる10分から15分前の校庭や校門で指導するなどの業務となっているので、通学指導業務についてはそれほど大きな問題はないかと思います。</p> <p>ただ家庭訪問など、ご家庭の事情などで通常職員の勤務時間を越えてどうしても訪問しなければならないという事情が出てきますと、振替をもって職員の勤務時間を振り替えていく必要があるかと思いますが、実際に校長が命令するものであって、その内容については校長がその勤務時間の内容を判断した中で振替命令をかけることになるのだと思います。</p> <p>本件につきまして、その他ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
山本教育長	<p>では、本件につきましては報告済みとします。</p> <p>次に日程第6 議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
二村課長	<p>議案第1号を説明する。</p> <p>平成30年度要保護・準要保護児童生徒の認定申請が11ページの一覧のとおり14件あり、内訳は児童11名、生徒11名ですが、14件すべてが準要保護としての申請となっています。このうちNo8及びNo14の2件が新規申請となっています。</p> <p>豊頃町就学援助認定要領第5条から第6条の規定により審査した結果、認定要件</p>

	<p>欄に記載のとおり 9 件が同要領第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当し、残り 5 件のうち 3 件において「生活保護基準との比較」が「1.3」倍以下となっていますが、No 8 及び No 14 の 2 件については「生活保護基準との比較」が「1.3」倍を超えています。</p> <p>今回申請のあった 14 件について、同要領第 2 条の規定に基づき、就学援助対象者として認定すべきか否かご審議いただくものです。よろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>ただいま説明を申しあげました議案第 1 号について、審議を行いたいと思います。審議の方法は、一件ずつ行いたいと思います。</p> <p>No 1 については、認定要件 5 条第 1 項第 5 号第 7 号に該当となっておりますので、認定することによろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	No 2 については、認定要件 5 条第 1 項第 2 号 5 号 7 号それぞれに該当となっておりますので、認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 3 については、認定要件 5 条第 2 項第 8 号に該当とするその他特別な事情により経済的に困窮しているもので、生活保護基準に照らしますと、1.11 というところで生活保護基準の 1.3 倍を下回っておりますので認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 4 については、認定要件 5 条第 1 項第 7 号に該当となっておりますので、認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 5 については、認定要件 5 条第 2 項第 8 号に該当となって、生活保護基準と比較しますと 0.54 というところで生活保護基準の 1.3 倍を下回っておりますので認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 6 については、認定要件 5 条第 2 項第 8 号に該当となって生活保護基準に照らしますと、1.22 というところで生活保護基準の 1.3 倍を下回っておりますので、認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 7 については、認定要件 5 条第 1 項第 2 号 5 号 7 号それぞれに該当となっておりますので、認定することによろしいでしょうか。
各委員	はい
山本教育長	No 8 については、今回新たに申請のあった内容ですが、認定要件 5 条第 2 項第 8 号に該当しており、生活保護基準に照らしますと、2.50 という 1.3 倍を大きく超えている状況で認定についてご審議お願いいたします。
櫻井代理	2.50 と超えています、その他の事情とはなんですか。
二村課長	この方の申請内容は、児童扶養手当の支給を受けていることがあるので、特別な事情で申請を受けています。
山本教育長	児童扶養手当の支給を受けられる基準と生活保護基準とは基本的に違っていて該当もしておりませんし、2.50 と大きく上回っています。なので、非認定ということによろしいでしょうか。
各委員	はい。

山本教育長	<p>先ほどの説明が誤っておりました。No 8の方ですが、事務局より児童扶養手当の支給を受けているとの内容で申請があったと説明をしましたが、福祉課と確認をしたところ、児童扶養手当の対象にはなっていないので、申請内容を本人が誤って申請されたということで、先ほど申し上げたとおり、認定要件5条第2項第8号でその他の特別な事情に申請したところ、2.50という数字が出ましたので、先ほど決定したとおり非認定ということにしたいと思います。</p> <p>No 9については、認定要件5条第1項第7号に該当となっておりますので、認定することよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	No 10については、認定要件5条第1項第7号に該当となっておりますので、認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい
山本教育長	No 11については、認定要件5条第1項第2号5号7号それぞれに該当となっておりますので、認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 12については、認定要件5条第1項第7号に該当となっておりますので、認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	No 13については、認定要件5条第1項第2号5号7号それぞれに該当となっておりますので、認定することよろしいでしょうか。
各委員	はい。
山本教育長	<p>No 14については、認定要件5条第2項第8号に該当となっております、特別な事情ということで生活保護基準と比較をしますと1.50となっています。</p> <p>この方は、30年の第1回教育委員会議で認定内容を確認したところ、申請内容がご主人の入院による通院費が多額だったということで1月に認定しております。しかし、状況が変わり毎月受診して毎月4万強とお金がかかるということで算出しますと、この時には1.30と若干上回っていましたが、仮認定の中で認定するものとして委員さんの判断をいただきました。今回改めて本申請の中で、通院がふた月で1回に変わったというものにおいて算定したところ1.50という数字が出ました。</p> <p>なので、最後の決定の中で認定するか審議したいと思います。</p>
櫻井代理	第1回の定例会議で認定をしまして、4月の新入学児童への就学援助金ということで、入学準備金などはお支払いしているのですか。
山本教育長	すでに仮認定の段階でさせていただいています。
櫻井代理	第1回の定例会議のときも、4月の本申請のときで再度検討しようということだったと思っています。そして今回、1.50となっているので、非認定でいいと思います。
山本教育長	他にありませんか。
各委員	なし。
山本教育長	それでは、1.50ということなので非認定ということに決定してもよろしいですか。
各委員	はい。
山本教育長	なお、この資料につきましては、議案に添付させていただいていますが、個人情報にかかる内容ですのでそれぞれご注意ください。外部に情報が漏れないようご協力お願いいたします。

	<p>それでは、議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」の説明を終わりますが、それぞれ認定と非認定と決定してもよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
山本教育長	<p>それでは、それぞれの審査決定に基づいた認定で決定させていただきます。 次に日程第7 議案第2号「豊頃町いじめ基本方針の一部改正について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
中村推進員	<p>議案第2号を説明する。 なぜ今、会議しなければいけないのかとそんなポイントについても合わせて、お話しさせていただきたいと思います。 国のいじめ防止対策推進法というのは平成25年度に制定されました。それですが、3年おきに必要に応じて見直しを求める規定があります。北海道の方で見直し、改定されたので、それに合わせていじめ防止基本方針の改正をしていくことになりました。 いま大きな課題のひとつとして、いじめの経緯が挙げられています。平成27年7月にいじめが原因の中学生の自殺事件を受けて、文科省からいじめの項目を再調査するという指示がありました。その結果、いじめの認知件数が当初より約3万件も増えました。そのほかに児童生徒の1000人あたりの認知件数が最多の京都府と、最小の佐賀県の間には30.5倍の違いが出ました。都道府県間の認知件数の違いが大きく、改めて問題となりました。北海道は、1000人当たり11.1人で、京都の方が9倍多いという形になりました。その背景にはいじめの定義、その解釈をめぐる問題があると言われています。 平成17年に文科省がいじめの定義を、「自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実、関係児童生徒、いじめの内容等を確認しているもの」としてきました。これがいじめだという定義がなされていましたが、その後、学校としてその事実を確認している、あるいは一方的・継続的・深刻などの文言が削除されることとなっています。 平成18年度から「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けることにより、精神的苦痛を感じているもの。」とされるようになりました。その後、平成25年度以降にいじめ防止対策推進法が制定されて、その規定により、「一定の人間関係である他の児童等が行う心理的または物理的に影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されました。これに対して、学校や教員の間には心身の苦痛を感じたと言われれば全ていじめになってしまう、定義が広すぎていじめに対する共通認識が持てないなど、定義の解釈に困惑する声も根強くあります。そのため、いじめであるかどうか解釈にブレが出ないように、定義を明確化する必要があります。さらに学校に設置が義務付けられているいじめ対策の組織などが形骸化していないか等も見直しの課題となっています。 岩手県で女子中学生が自殺した問題で、地元の教育委員会は気付かなかったという判断を一転して遺族に謝罪をいたしました。これはいじめ自殺の調査を巡る初動の誤りです。こういうことが全国で起きていて、いじめはなかったとする学校側の判断が覆されています。5年前に施行された法律では、遺族に寄り添い、徹底して調査を行うことを求めています。教育現場に浸透していない事実が浮き彫りとなっていることがこの事例からわかってまいります。また、平成28年度にはいじめ</p>

	<p>の疑いで14人の子どもが自ら命を落としました。いじめを防ぐ法律が作られたにもかかわらず、この10年で最も多い数となっています。</p> <p>このような情勢を踏まえて、国・道のいじめの基本方針の改定を受けて、改めて豊頃町いじめ防止基本方針の改定を行うものです。</p> <p>お手元にお配りした方針ですが、青字の部分がいじめの認知、対策、未然防止、解消に向けた取組・手立て等について新たに附加し、改定される部分です。</p> <p>改定の趣旨、いじめの理解、いじめの定義、それに関わる客観的判断、ネットによるいじめ、良好な関係構築後の指導、単なるケンカやふざけあいからいじめにつながることもあること、軽く考え気付いていながら見逃している場合など、また特に配慮を必要とする児童生徒、障がいを持つ子や突然の災害事故から避難児童生徒となった児童生徒たちの組織的対応等について、明らかにしております。</p> <p>いじめの解消についてです。いじめの解消に至っていない場合の対応について、被害児童生徒を徹底的に守り通して、その安心安全を確保する責任を学校が有するとされております。そしていじめ解消の見極めの判断についても明記されています。それから、学校と家庭、保護者の責務及び地域の役割ということで、それぞれの責務から組織的対応につなげる、いじめを受けている児童生徒を絶対に守ること、そして基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身につけさせ、問題の解消に努めるところまで記述されています。</p> <p>そして、いじめ防止対策の基本的な考え方、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ問題への迅速的な対応、学校、家庭、地域及び関係機関団体との連携についても記述されています。</p> <p>いじめ防止に関する取組では、すべての教育活動を通じ、報徳の教えを基本とする道徳教育及び豊頃町の歴史を踏まえた体験活動等の充実を図ると挙げております。</p> <p>いじめの重大事態の対処ということで、文科省が出した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」というのがありますが、それに沿って適切かつ速やかに対応することとなっております。このような事態にいたらないように取り組んでいかなければなりません、このような事態が発生した場合の調査、あるいは事実関係の明確化、適時適切な情報提供、あるいは説明責任、そして今後の対策等について明記されています。</p> <p>いじめの撲滅については、学校の最重要課題であり、最大の危機管理事項でもあります。平成8年1月に出されました子どもたちにとということで、「いじめは恥ずかしいこと、卑怯なことはすぐに止めよう。一人で苦しまず、いじめられていることを話す勇気を持とう。」という、また「深刻ないじめはどの学校にもどのクラスにもどの子どもにも起こりうる。」という、当時の伊吹文科大臣が出した緊急アピールがあります。</p> <p>こういったものをしっかり受け止めて、学校は危機管理の鉄則であります、最悪の状況を常に想定して、いじめの未然防止いじめの解消のための対策対応組織を作り上げていくことが大事であり、そのために豊頃町いじめ防止基本方針を改定するものです。</p>
山本教育長	<p>議案第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>大枠については平成26年に制定したものと変わっておりませんが、説明があったように、定義づけや解消といった一つの目が明瞭化されたということで、そういった部分で留意事項等あるいは文言の説明等を注記として改めてつけて、学校がよ</p>

	<p>り判断しやすいような内容に改定されたものです。</p> <p>昨年度町内3校におけます、いじめに対する認知件数というものは、それぞれ一件もございませんので、現状として本町の児童生徒の中に大きな課題が生まれる芽というのではないように把握しています。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし
山本教育長	<p>では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に日程第8 議案第3号「豊頃町教育研究所条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
二村課長	<p>議案第3号を説明する。</p> <p>施行規則の中に次長を置くとなっております、18ページに規則を抜粋したものがああります。今まで次長1名でしたが、次長を2名にするという改正でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>今ご説明がりましたが、若干私のほうから補足説明をしたいと思います。</p> <p>次の議題でありますように、任命の件もございしますが、17ページに次長を2名としたい理由につきましては、次長のうち1名を副所長としての対応をお願いしたいということの内容でございます。</p> <p>このことは大津小学校の教職員の関係で、30年度に教頭先生の配置がないということで、今までは大津小学校の教頭が次長ということで、所長、次長という流れが一つの学校で完結していましたが、今回そういった事情がありまして、大津小学校の教頭不在の中で豊頃中学校の教頭に次長をお願いして、さらに所長を強力に補佐していただく内容で改正しようとするものでありまして、教職員の関係の人員配置のやむを得ない措置ということで、ご理解いただければありがたいと思います。</p> <p>議案第3号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
櫻井委員	<p>人数を次長1名から2名に改めるということになりますと、大津小学校で今教頭がいなくてですけど、もし教頭が復活したときに次長は1名に戻すのですか。</p>
山本教育長	<p>基本的にはそういう考えです。</p>
櫻井委員	<p>そういうことならば、2名という風に固定すると次、もし教頭が復活したときにまた次長を1名に変えなければいけない。ですから、せっかくなので今のうちに2名以内という文言にしておく、次の時にわざわざ議案で改正案を出す必要はないのではないか。</p>
山本教育長	<p>ただいま櫻井委員がおっしゃっていましたが、今後を見据えて一部改正の修正の提案がありました皆さんのご意見等ありますか。</p>
各委員	なし
山本教育長	<p>それではただいまご審議いただいた中で、改正文については第4条中(2)、次長2名という提案ですが、修正させていただくということで第4条中2号次長1名を次長2名以内と改めるということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>それでは、改正についてはただいま修正したとおり改正することよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>本件につきましては、修正可決されました。</p>

	次に日程第9 議案第4号「豊頃町教育研究所職員の任命について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
二村課長	議案第4号を説明する。 教職員の人事異動などに伴い地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条及び豊頃町教育研究所条例施行規則により、教育研究所職員に豊頃小学校 平川正規教頭ほか1名を任命したいのでご審議願います。 なお、任期は、平成30年5月1日から平成31年4月30日までの前任者の残任期間です。また、全職員名簿は、17ページのとおりです。 ご審議くださるようよろしくお願いいたします。
山本教育長	議案第4号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
長濱委員	報酬についてはどうなりますか。
山本教育長	手元に資料がありませんので、この件については後ほど答弁いたします。
山本教育長	その間、進めさせていただきます。 日程第10 議案第5号「豊頃町学校評議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
二村課長	議案第5号を説明する。 豊頃町学校評議委員の運営に関する規程第7条第2項の規定に基づき、20ページのとおり豊頃小学校は大長根典子氏ほか3名、大津小学校は工藤幹良氏ほか2名、豊頃中学校は安田正志氏ほか4名に学校評議委員を委嘱したいので、ご審議願います。 なお、任期は平成30年5月1日から平成31年4月30日までの1年間であります。
山本教育長	議案第5号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決されました。 次に日程第11 議案第6号「豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
二村課長	議案第6号を説明する。 教職員の人事異動等に伴い、豊頃町教育支援委員会規則第4条第1項の規定により、教育支援委員会委員に豊頃中学校 渡會崇善校長ほか2名を委嘱したいので、ご審議願います。 なお、任期は、平成30年5月1日から平成31年9月30日までの前任者の残任期間であります。 また、全委員の名簿は、24ページのとおりです。
山本教育長	議案第6号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
櫻井代理	24ページにある名簿の任期ですけど、一応2年間ですよ。そうすると、任期が平成30年度の5月1日から平成30年度5月30日ではおかしいですよ。
山本教育長	24ページの任期の始まりについては確認して後ほど報告させていただきます。おそらく平成28年からの任期となります。 先ほど長濱委員からご指摘ありました、教育研究所所員の方々の報酬ですが、豊頃町非常勤特別職の職員の報酬費用弁償に関する規則において、所長については年

	<p>額2万7600円、次長については年額2万2800円、所員の方々については年額1万8100円という年報酬となっております。</p> <p>その他ご質問等ありますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>それでは日程第12 議案第7号「豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
二村課長	<p>議案第7号を説明する。</p> <p>豊頃町学校給食センター条例施行規則第7条の規定により、学校給食センター運営委員会委員に豊頃中学校 渡會崇善校長ほか2名を委嘱したいので、ご審議願います。</p> <p>なお、任期は平成30年5月1日から平成31年4月30日までの前任者の残任期間であります。</p> <p>また、全委員の名簿は、26ページのとおりです。</p>
山本教育長	<p>議案第7号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に日程第13 議案第8号「豊頃町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
二村課長	<p>議案第8号を説明する。</p> <p>教員の人事異動に伴い、豊頃町社会教育委員に関する条例第2条の規定により、豊頃中学校 渡會崇善校長ほか2名を委嘱したいので、ご審議願います。</p> <p>なお、任期は平成30年5月1日から平成32年3月31日までの前任者の残任期間となります。</p> <p>また、全委員の名簿は、30ページのとおりです。</p>
山本教育長	<p>議案第8号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に日程第14 議案第9号「豊頃町『報徳のおしえ』推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
二村課長	<p>議案第9号を説明する。</p> <p>教員の人事異動に伴い、豊頃町「報徳のおしえ推進会議設置規則第3条の規定により、牛首別報徳会 渡部健一会長、豊頃中学校 渡會崇善校長に「報徳のおしえ」推進会議委員を委嘱したいので、ご審議願います。</p> <p>なお、任期は平成30年5月1日から平成30年9月30日までの前任者の残任期間となります。</p> <p>また、全委員の名簿は、33ページのとおりです。</p>
山本教育長	<p>議案第9号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、ないようなので本件につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に日程第15 協議第1号「豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書(案)について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>

二村課長	<p>協議第1号を説明する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別添のとおり平成29年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書を作成するものです。</p> <p>報告書の内容について別添資料によりご説明いたします。1ページ目には点検評価の趣旨、対象、方法について記載しています。2ページから5ページは教育委員会会議の開催状況、6ページは教育委員会規則等の制定、計画等の策定状況、教育関係条例・規則等の制定及び一部改正、7ページには教育委員会委員の諸行事や研修会への参加状況、8ページから10ページは審議会等の会議の開催状況、11ページには町民への情報提供、表彰の実施状況について記載しています。</p> <p>12ページから17ページで教育行政執行方針についての内部評価を記載しています。</p> <p>今後、委員皆様のご意見とともに、外部評価について学職経験者のご意見をいただき、その内容を包含した報告書を5月定例教育委員会に諮り、決定いただいた後、報告書を町議会に提出します。</p> <p>そして、公表するよう進めたいと考えておりますので、この報告書の内容についてご協議くださるようお願いいたします。</p>
山本教育長	<p>協議第1号について事務局の説明を終わります。内容について概要を申し上げましたが、短時間のうちに目を通していただくことが厳しい状況ですので、内容については5月の成案までに学識経験を有する方のご意見を附記するというものですので、持ち帰りの上、その前段で修正しておくべき内容についてお知らせいただければ、その点を加味いたしまして学識経験者の方のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>1週間程度のうちに目を通していただいて、修正すべきところについてのご指示等を各委員さんをお願いしたいと思うので、この件については終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
山本教育長	<p>では、本件につきましては、後日修正等のご意見をいただくということで決定させていただきたいと思います。</p> <p>次に日程第16 協議第2号「豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
二村課長	<p>協議第2号を説明する。</p> <p>豊頃町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、礼文内 種川裕章氏及び中央新町 武内利夫氏に意見を伺うよう依頼することとしたいのでご協議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両氏は、それぞれ本町教育委員会委員としての経歴を有していることから同規定による適任者であるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
山本教育長	協議第2号について事務局の説明を終わります。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
山本教育長	<p>では、ないようなので本件につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程を終了いたします。引き続き、その他の事項につきまして事務局から説明をお願いします。</p>

二村課長	当面の日程等について 1 5月26日 豊頃中学校体育祭 6月3日 大津小学校地域合同運動会 6月10日 豊頃小学校運動会 2 次回委員会開催日時 5月25日(金) 14:00～
------	---